

平成 28 年 9 月 吉日

お取引先各位

株式会社ミダック

廃棄物処理法改正に伴う蛍光管の取り扱いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の国会で廃棄物処理法施行令等の改正が閣議決定され、これまでより取り扱いが厳格化された水銀使用製品産業廃棄物（本状では「蛍光管」のことを指す。）について、排出事業者様のご対応方法を、下記の通りご案内申し上げます。

皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご了承を賜りたく存じます。

敬具

記

1. 2017 年 10 月 1 日よりご対応が必要です。
2. 保管場所に表示義務があります。
3. 他のものと混合することがないように保管しなければなりません。
4. 産業廃棄物に該当するため、書面による契約の締結とマニフェストの運用が必要です。

詳細は下記のサイトご参照ください。

<浜松市>

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gomigen/gomi/business/jigyougomi/index.html>

<環境省>

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

以上

なお、ご不明な点につきましては弊社営業スタッフまでご相談をお願いいたします。